

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主発電機用励磁機室のドアノブに破損が認められたため、当該部を修理	対象外	
2	3号機	所内用ボイラ蒸気溜めドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	GⅢ	
3	4号機	資材搬出作業時に木製足場板のささくれ部が協力企業作業員の右足大腿部に刺さり負傷したため、業務車にて病院へ搬送し、右大腿異物と診断された（当日治療済み）。今後、対応検討	GⅡ	
4	5号機	プロセス計算機アラームタイパにおいて、原子炉再循環ポンプ（B）の動作（運転・停止）を示す打ち出し不良が認められたため、当該タイパを点検・修理	GⅢ	
5	5号機	原子炉格納容器露点計において、検出部点検の要求表示が点灯したため、当該検出部を点検	対象外	
6	6号機	復水補給水系の廃棄物処理系への復水供給母管圧力逃がし弁において、微量なシートリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	集中環境施設	ペレット等固化設備ブロウ（B-B）駆動用電動機点検において、回転子の反負荷側軸受嵌め合い部外径寸法値に判定値外れが認められたため、当該部分を修理	GⅢ	
8	集中環境施設	ペレット等固化設備において、粉碎ペレット計量供給機の入口配管に詰まりが確認されたため、当該部を点検・修理	GⅢ	